

## 平成26年度 第1回府中市福祉のまちづくり推進審議会 会議録

■ 日 時：平成26年4月17日（木） 午前10時～11時45分

■ 場 所：府中市役所 北庁舎3階 第1会議室

■ 出席者：（五十音順・敬称略）

<委 員>

安藤節子、遠藤乃理子、大久保砂織、桑田厚子、小嶋澄子、下條輝雄  
高須都子、鷹野吉章、中山圭三、野本矩通、藤原源郎、村中輝、吉田ヒサ子  
和田光一

<事務局>

福祉保健部長（川田）、福祉保健部次長兼地域福祉推進課長（遠藤）、地域福祉推進課長補佐兼福祉計画担当副主幹（宮崎）、高齢者支援課長（石川）、地域支援統括担当主幹兼施設担当主幹（安齋）、高齢者支援課長補佐兼介護保険担当副主幹（浦川）、障害者福祉課長（松下）、障害者福祉課長補佐（相馬）、地域福祉推進課社会福祉係長（関口）、高齢者支援課地域支援係長（楠本）、地域福祉推進課事務職員（渡部）、地域福祉推進課事務職員（飯泉）  
株式会社生活構造研究所（青木、佐藤）

■ 傍聴者：2名

■ 議 事 1 開会

2 議題

（1）会議録の確認について

（2）府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の骨子案について

3 その他

4 閉会

■ 資 料 資料1 平成25年度第5回府中市福祉のまちづくり推進審議会会議録

資料2 府中市福祉計画の考え方（案）

資料3 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の課題と方向と体系案とのつながり

資料4 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の骨子案

資料5 福祉エリアごとの基礎データ

参考資料1 コミュニティビジネスの事例

参考資料2 府中市福祉のまちづくり推進審議会委員名簿

参考資料3 府中市福祉計画策定 全体スケジュール

## 1 開会

**事務局：** 皆様おはようございます。ただ今から、平成26年度第1回府中市福祉のまちづくり推進審議会を開会いたします。本日の会議は、委員15名中現在13名のご出席をいただいております、1名が所用により後程到着されます。府中市福祉のまちづくり条例施行規則第18条に規定する定員数を満たしておりますので、有効に成立しております。

委員の異動につきましてご報告いたします。府中市社会福祉協議会より選出いただいております見ル野委員に代わりまして、同じく府中市社会福祉協議会より中山委員が着任されました。次に、平成26年4月1日付けの人事異動に伴いまして事務局にも異動がございました。福祉保健部長の川田、福祉保健部次長兼地域福祉推進課長の遠藤、高齢者支援課長の石川が新たに着任いたしました。

それでは、お手元に配布してございます次第に従いまして進めさせていただきます。議題に入る前に、資料の確認をさせていただきます。事前配布資料は、資料1から資料5と、参考資料1です。本日配布した資料は、次第と参考資料2、参考資料3です。また、事前配布資料の差し替えとして、資料1の11、12ページと、資料3を配布しております。

本日の会議には、視覚に障害のある委員と聴覚に障害のある委員がいらっしゃいますので、発言の際には挙手をして名前を言ってからご発言願います。

ここで議事を進めるにあたりまして、傍聴希望の方が2名いらっしゃいますが、入場していただいておりますでしょうか。

(異議なし)

**事務局：** それでは、傍聴者の方に入場していただきます。

続きまして、議題に移らせていただきます。以後の進行につきましては、和田会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

## 2 議題

### (1) 会議録の確認について

**会長：** それでは平成26年度第1回府中市福祉のまちづくり推進審議会を開催したいと思います。まず会議録の確認でございますが、資料1の11ページと12ページが差し替えになっております。差し替えの11ページの委員の発言の中の、400世帯くらい「しか」という部分に変更になっております。そのほか、変更、確認はございますか。なければ、会議録は承認ということでよろしくお願いたします。

## (2) 府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の骨子案について

**会 長：** それでは2つ目の議題、府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の骨子案になりますけれども、その中でも府中市福祉計画の考え方(案)を事務局から説明をお願いしたいと思います。

(事務局より、資料2について説明。)

**会 長：** それでは府中市の福祉計画の考え方について何か確認、質問等ございましたらお願いしたいと思います。

計画改定のポイントということで、府中市の第6次総合計画をベースにして作成をします。それから2025年に向けての地域包括ケアシステムということで、それをベースにシステム化をしていきたいと思いますということと、もう1つは、共生社会に向けたコミュニティづくり、協働という考え方をベースにしていきたいと思いますというのが、今回の3つのポイントでございます。その辺も含めて確認したいと思います。

**委 員：** ちょっと言葉尻をとらえるようで恐縮なのですが、2ページの6の(1)に「自助」、「互助」、「共助」、「公助」とありますが、「互助」と「共助」はどういうふうに違うのでしょうか。

**会 長：** 事務局、お願いします。

**事 務 局：** 「互助」と「共助」の意味は、お互いに支え合うということです。なぜ言葉に分けているかというと、国の資料では、介護保険、社会保険、健康保険といった制度的な仕組みとして存在するものが「共助」と定義されております。「互助」につきましては、制度的な裏付けがない、いわゆるインフォーマルなものやつながりということで、国の研究会で定義づけしているものです。本市の考え方としながらも、市民協働の考え方を背景に、地域での支えとして、特に制度化されていないものも取り上げていこうということで、新たに出させていただいたものでございます。

**会 長：** よろしいでしょうか。「互助」のほうは相互に支え合うという考え方ということで、「共助」というのは全員がお金を出して制度的にシステム化しているもの、例えば介護保険は介護保険料を出して必要な人が使うというシステムです。よろしいでしょうか。

2ページ、3ページも含めまして確認をさせていただきたいと思います。何かございますか。なければ、2ページの(3)に市民・関係機関・事業者との協働と書いてあります。確かにこういう協働のシステムがあるのですけ

れども、逆にいうと、これでしょうかないのではないかと思います。さらに、市民・関係機関・事業者等の協働に対して、行政として府中市が支援をしていくバックアップのシステムがあればいいのかなと思っています。

それから（４）のセーフティネットの構築ですけれども、生活保護等も含めて、今回大幅に変わりましたので、そういうところも加味して考えていただければと思っています。それでどうでしょうか。

**事務局：**細かいところは後程ご説明させていただきたいと思いますが、基本的な考え方ですが、今、会長がおっしゃられましたように、「自助」、「互助」ということで市民個人が、足りない部分についてはお互いに支え合うという考え方で、行政としてはその動きを積極的に支援していくというところが６の（３）で掲げられているところの「協働」でございます。

市民協働というのは、市民、事業者、関係団体など、その他諸々の中の１つということで行政を捉えているのですけれども、行政も関係者の１人としてお互いに同じ立場で支え合いをしていこうというのがひとつの考え方でございます。

ただ、行政としては、その部分だけに終始するというのは難しい部分がございます。今、会長からもお話がありました、最後のセーフティネットといわれる生活保護ですとか、「自助」も「互助」もシステムに乗り切れない人が必ず出ますし、今現在もいらっしゃいますので、憲法で定める最低限度の生活をいかに支えていくかということを考えないとイケませんので、行政が一部下支えをするという役割を定めたものがセーフティネットということで今回掲げさせていただいたものでございます。

わかりにくい表現で申し訳ございませんが、以上でございます。

**会長：**ありがとうございました。「公助」は基本の考え方ですけれども、それをだんだん切り離して、「自助」と「共助」になってしまうのではないかとというように聞こえるところがありますので、その辺も含めて、みんなで一緒に構築していくのですよ、それをある面では府中市はバックアップしていくのだという考え方を基本に、わかりやすい表現にしたほうがいいのではないかと思いますので、皆さん、いかがでしょうか。

**委員：**私は府中視覚障がい者福祉協会に属してしまして、視覚障害者の人たちとしょっちゅう意見交換しているのですけれども、やはり皆さん非常に不安を持っています。というのは、何でも「自助」に押し付けてしまうというか、なるべく市の、いわゆる「公助」の負担を軽くして、自己責任で何でもやれという方向にだんだん動いているような気がするのですね。例えば、市からの補助金とか、そういう面においても、現実にはそういう数字として出てきますので、今、会長がおっしゃったような視点で、この福祉の理念を、皆さんが正しくというか、今おっしゃったような方向でぜひ進めていただい

たいと心から思っています。

**委員：** 実は私、個人的に、ここに書いてあるような地域のコミュニティを新しく始める、発達させたいと思ひまして、子育ての支援と高齢者を対象にしたコミュニティのカフェをつい先頃オープンしました。私の場合は組織にももちろん属しておりませんし、NPOにもまだしておりませんので、本当に一個人の小さな規模なのですね。私としては、府中市の子ども家庭支援センターたちなど子育て支援のところに、例えば、資料を置いてほしいということをお願いしたりするのですけれども、一応かたちがカフェなものですから、営業形態のように見かけはなっておりますので、なかなかその辺も難しかったりします。それから、そういう取組みをいろいろな小さな組織としてやっていらっしゃる方が府中市内にいくつかあるので、そことの連携もしようかなと思うのですけれども、実際問題として、そういうもののネットワークがまるまできていないし、おそらくそのサポートをするのはボランティアセンターかなと思うのですけれども、ボランティアセンターもたぶん余力がなくて、そこまですることができていないのですね。

そうすると、自分たちで何かやりましょうというお話ができたときに、やはり体力的にもたない。要するに、そういうシステムのサポートがないので、途中で息切れしてしまうのではないかなと。ただ1つの組織だけで、自分たちだけで存在していると、やはり広がりもないですし、どこかからの助けというものもなかなか期待できないので、そういうネットワークなどの構築は、ほかの地域に比べて遅れているのではないかなと思います。その辺、早急にできればやっていただきたいなと思います。

**副会長：** 先程、会長がおっしゃられたセーフティネットの構築にかかわる話で、これまでいわゆる地域福祉計画等々では生活保護に関する用語が含まれてこなかったのではないかなと思うのですけれども、本市の場合は、この福祉計画は、府中市の福祉分野の総合計画ということからすると、やはりセーフティネットは根幹であると思います。生活保護に関する事柄は計画の中でしっかりと位置付けられていることも必要なかなと私も考えています。

ただ、おそらく生活保護を地域福祉計画に位置づけるというのはあまりないのかなという気がするのですけれども、確かにこのあと出てくる生活困窮者自立支援法の成立を受けて関連の内容が入っても、中核たる生活保護に関するところがないというのはどうも逆に変な話になるのかなと思ひまして、その辺りどうなのかということは、今回、大変重要な論点なのかなと思ひました。

それからもう1つ質問なののですけれども、資料2の1ページの3の計画の位置づけと構成の最後のところに、「地域福祉計画」については、府中市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との連携を図っています、ということなののですけれども、自治体によっては社会福祉協議会と一緒に活動計

画も一体的に策定しているところも結構あるのですけれども、府中市は具体的に活動計画との連携はどのようなかたちで取り組まれているのかということをお訊ねしたいのですが。

**会 長：** 2つの質問ですけれども、事務局よろしくお願いします。

**事 務 局：** 生活保護の位置づけということで、後程ご説明させていただきますが、昨年の12月に生活困窮者自立支援法という法律が新たに制定されまして、平成27年4月から新たに動くことになっております。詳細については割愛させていただきますが、どんな法律かといいますと、生活保護に至る前の段階で、就労支援をはじめとしまして生活保護に至らないで済むような支援を具体的にしていくというのがこの法律の趣旨でございます。そのためにいくつか事業を設けまして、相談支援、就労活動支援、貧困世帯の子ども学習支援など、そういった事業がメニュー化されてきております。

それは、いわゆる第2のセーフティネットということになりまして、最後のセーフティネットの生活保護とどう関連していくかということなのですが、生活保護業務は法定受託事務と申しまして、国でやるのが全部決められているもので、市で生活保護制度について何か独自にやるというのは基本的に難しいことになっております。例えば、東京都では法外事業ということで独自事業をいくつかやっちはいるのですけれども、基本的な枠組みとしては国の事業ということで、市のほうで勝手にいじれないことになっております。ただ、当然、生活困窮者と大きく関連してくる部分ではありますので、生活困窮者自立支援法との絡みでというような書き方をしていく必要があるのかなと事務局では考えておりますけれども、改めて、生活困窮者の、生活保護を含めた貧困対策というようなカテゴリーで計画に位置づけできればと考えております。

2点目の府中市社会福祉協議会の地域福祉活動計画でございます。市との連携ということですが、内容については当然のことながら、すり合わせをさせていただきます。現行計画にもありますが、例えば、ボランティアの育成・活用の方策、地域での相談ネットワークなどについて、社会福祉協議会の事業を市の計画の中に取り込んでいくとか、逆に、市でやろうとしている施策について社会福祉協議会で具体的な作業というかたちで盛り込んでいただくなど、そういった調整をさせていただくということで進めております。基本的には、具体的な内容について今後詰めていくかたちになりますので、今の段階では施策の方向やデータなどの情報の交換、やりとりを行っているという状況でございます。

**会 長：** それでは何か、4ページまで含めて、改定の案ということで、質問等ございますでしょうか。

**委員：** 質問ではないのですが、皆さま方のご意見をお伺いしながら感じたところと、また意見といたしますか、ひとつ話させていただきたいなと思っております。「公助」の関係なのですけれども、2ページの6の(1)にも「公助」は当然なくてはならないキーワードでありますけれども、もちろんこれだけでは成り立たない部分は当然あるかと思っております。予算的な部分を申しあげれば、委員の皆さま方がおっしゃったようなかたちで、若干、目減りしているようなイメージはあるかもしれませんが、そこは分配の問題だと、必要な方に必要な「公助」というものが行き届いているかどうかを検証することが大事ではなかろうかと思っております。そして、私個人としては、こちらにある表現で十二分に行政としての使命は果たしている表現になっているのではなかろうかと思っております。

また先程、委員からもお話がありましたように、市民の方で、非常に熱い思いで、それぞれいろいろなかたちで活動体ができているところも十分認識はしているのですが、そういった「点」がなかなか「線」で結ばれていないといったところは、社会福祉協議会としても反省をしている部分でありまして、第3次の地域福祉活動計画に反映していきたいと考えている次第です。そういったことに関しましても、やはり横断的な部分が今後求められることではなかろうかと思っております。

最後に1点だけ事務局にお伺いしたいところは、6の(2)の地域包括ケアシステムの推進というところ、キーワードなのですが、先程事務局からお話していただきましたが、市として高齢者と捉えていらっしゃる、また対象としては、福祉を必要とする全市民が対象だというような、私はそのように解釈をした表現があったかなと思います。地域包括ケアシステムというのは高齢分野が先行しているので、次期福祉計画で使う本来の意味のキーワードとは異なってくるのかなと感じております。ですので、市民の方にご覧いただいたときに、事務局が今おっしゃったような表現が、どこかに散りばめられているとわかりやすいと思いますので、可能であれば、そういったご配慮が必要かなと思います。

**会長：** 今の点について、事務局、お願いします。

**事務局：** 今ご指摘いただいた部分ですが、やはり地域包括ケアシステムという単語を使っていると、高齢者というイメージが非常に強くなってしまいますけれども、国の研究会では事務局で申しあげたような、高齢者だけではなく、福祉が必要な人を地域で支えていくという意味合いでもともと使っていたということで聞いております。実際、具体的には超高齢化社会へ向けてということになりますので、そういう仕組みを高齢者からつくっていくようなかたちになっていこうということでも事務局でも考えておりますけれども、その点、誤解がないように、計画書の中での注記や、用語についても検討した上で記載していきたいと考えております。

**会 長：** どうしても地域包括というと高齢の関係ということで、障害関係、子ども関係もあるのですけれども、一括した言葉というか、そういうのも検討していただければと思います。

**委 員：** 先ほど委員がおっしゃったように、これからの障害者や高齢者は「自助」だけでは生きていけません。6の(1)に書かれている「互助」、「共助」、「公助」を市ではどのように考えていて、また、これは障害者、高齢者の施策に1つ1つ当てはめて事業を行っていただけるのでしょうか。

**会 長：** 事務局、お願いします。

**事 務 局：** 用語の関係から、高齢者の方を主にイメージされてしまうくらいがあるのが申し訳ないのですけれども、障害を持たれている方を災害時にどう支援し、支援されるか等、そういったところを互助的なところで考えるということになっていくかと思えます。

共助につきましては、制度的なものということで、現在でも障害者総合支援法に基づく各種障害福祉サービスを展開しているところがございますが、これを維持する、適切にサービス供給できるようなかたちで、例えば、財政的な裏付けであれば東京都に要請しているとか、事業者の質の確保ということでは事業者への適切な指導というのが、共助の部分になっているかと思えます。

公助につきましては、互助、共助だけでは生活を支えるのが難しいような方ということで、最終的には、現在の制度であれば生活保護など、制度的なものでバックアップしていくというようなところが現在のところ想定していますけれども、今後、細かい事業を検討していく中で、委員の皆さまのご意見をお聞かせいただければ、可能な限り計画に反映させていきたいと考えております。

**会 長：** よろしいでしょうか。予算は限られているのですけれども、その中でも必要なところへの程度配分していくのか、ということをごひしかりと考えていただければと思います。さて、何かございますでしょうか。

**委 員：** この福祉の考え方というのは非常に良くできていると私は思っています。まずコミュニティであり、コミュニケーションというのがたぶんこの中にずいぶん反映しているのかなと思いますし、また先程説明がありましたように、インフォーマルから始まって、最後はフォーマルで支えているというのがすべてかなというふうに思いますが、どうなのでしょう。

**会 長：** 考え方としてなのですが、事務局、お願いします。



**事務局：** 委員のご指摘の通り、インフォーマルというところとちょっと硬い表現になるかもしれませんが、要は、制度的な裏付けがなくてもお互いに、例えば、近所の知り合い同士で助け、助け合うとか、助け、助けられるというような環境を、地域関係が希薄になっているということで、現状なかなか構築するのが難しくなっておりますので、それを改めて市としてバックアップしていくというのが、この計画の基本的な考え方にあるところでございます。

例えば、インフォーマルからフォーマルになる制度の事例として、民生委員の制度が実はそういう制度でございまして、戦前の話になりますけれども、最初、貧困であえいでいる方を見つけて、それを行政に伝えていただくというようなものをインフォーマルなかたちで始めて、それを方面委員というようなかたちで制度化していきまして、戦後、民生委員という国で位置づけられた制度にしていったというようなものもございまして、当然、インフォーマルなものがフォーマルになっていくということで、必ずしも委員がおっしゃる通り、別々なものではなくて、そういうような関連性があるって、つながっていくものなのだと思います。

**会長：** よろしいでしょうか。福祉関係でいうと、ボランティアな福祉と言うのですけれども、例えば、障害関係で、特別支援学校を卒業したあと行く先がないといった場合に、親が集まって作業所をつくったり、通所施設をつくったりということで、どんどん運動をしていく。そうしたなかで、行政が少しずつ補助金を出しましょうかということが大きくなって、だんだん法律になっていくという、そういうのが日本の福祉のシステムをずっと下支えしてきたということで、ボランティアなどところから出ていくという流れがあるということでもよろしいかなと思います。そのほか何かございませんか。

それでは次の資料3と資料4が具体的なものになってきますので、まず資料3の府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の課題と方向と体系案とのつながり、ということで、本日、差替え資料でカラーの資料が出ていると思います。その辺を含めて説明をお願いしたいと思います。

(事務局より、資料3、資料4について説明。)

**会長：** 資料3については、前回の審議会で検討した課題を5つの目標と方針に整理したところについて論議をさせていただき、具体的な施策については次回以降の審議会で、こういう施策が必要だ、というかたちで論議をしていただければと思っております。確認、あるいは、こういうところを出したほうがいいのではないかとすることがありましたらお願いしたいと思います。

**委員：** 目標の4の市民との協働の推進ですけれども、4の(1)多様な人材の育成・活用というのは、具体的にはどのようなかたちで育成の制度をつくるよ

うになっているのですか。

**会 長：** 事務局、お願いします。

**事 務 局：** 事務局の提案ということでお聞きいただければと思いますが、多様な人材の育成・活用ということで、ここで掲げておりますのは、従来から人材育成ということではいたのですけれども、いわゆるヘルパーなどの介護人材の育成ということも掲げておりましたので、今回の計画では、そういうものに限らず、地域でいろいろな活動をしていただける方を育成・活用、組織化していこうということで考えております。例えば、社会福祉協議会のボランティアセンターに登録していただいているボランティアの方や、そのほかに地域で主導的に活動をまとめていただけるような方、社会福祉協議会の福祉協力員など、そういった活動をしていただける方をいかに増やしていくかというところの人材の育成ということを考えております。

具体的にどういう事業を行っていくかということは、まだ煮詰め切れていない部分もあるのでありますが、そういったイメージで捉えていただければと思います。

**会 長：** よろしいでしょうか。

**委 員：** 今からということでしょうか、またいろいろ策が出てきたら教えてください。

**会 長：** よくここで問題になるのは障害、子ども、高齢を総括していろいろな相談ができるシステムをつくっていこうということで、コミュニティソーシャルワーカーという、NHKで火曜日の夜10時からやっている『サイレント・プア』というドラマの題材になっていますけれども、ああいうかたちで対応できるシステムをちゃんとつくっていこうという、そういう人材を育成していこうという流れになっていくと思います。それについてはまた論議をして、民生委員の育成も含めてはならないだろうなと思っております。

ほかに何かございますか。

**委 員：** 福祉の問題は本当にケース・バイ・ケースのときもありますけれども、基本理念や基本視点について、今日、事務局からの説明を聞いて、自分で読んでいたよりもよくわかったので本当に今日出席してよかったなと思いました。地域包括ケアシステムは、これからどんなふうになっていくか期待して見守りたいなと感じました。それと、提言なのでありますが、先程どなたからもご指摘がありましたけれども、自助という風潮が強くなっていると感じられて、基本は個人の力だとは思いますが、個人の範囲を超えてしまいがちな面があると、ちょっと危惧を感じます。計画を立てるときに、その点

に配慮、注意して策定していただきたいと感じました。

**会 長：** いろいろとその辺については、この審議会ですら十分論議をしながら作成をしていきたいと思っております。

**委 員：** 方針については、いろいろな面を網羅しているかなと思いますが、実際、地域が中心になってやるようなこと、地域にネットワークをつくっていくようなところが結構多いかと思うので、それを具体的にどう進めていくのか、今後検討するところかと思うのですが、非常に難しいところではないかなと思っています。地域で自治会なども大きな役割を持っているかと思うのですが、実際にはしっかり力を入れてやっている自治会もあれば、なかなか活動に結びついていない自治会もあろうかと思うのですね。その辺に対して、どのように市として進めていくのかというところが、今後の具体的な例の中で議論されるべきかと思っています。

**会 長：** 制度はあるのだけれども、なかなかうまく機能しないというのがだいぶあると思いますので、その辺も含めて論議できればと思っています。

**委 員：** 資料4の40ページの表はわかりやすく、こういうふうに分かれているのだなということが見てわかりました。先程、委員からもお話がありましたが、実際、私たちにはわからない、障害を持った方が感じていらっしゃる小さなことを1つずつ拾っていただいて、行政のほうできちんと対応をしていただけるような制度をつくっていただけるといいなと思います。よろしくお願いいたします。

**委 員：** 資料3の左側、課題と方向の1の安心して暮らせるまちづくりということで、私たち民生委員に一番関係のあることかなと思っております。

経済的に困窮している人というのは、なかなか私たちが探しきれないというところがありますので、見た感じで生活保護を受けたらどうですかということもちょっと言えないので、非常に難しいかなと思っております。また、絶対に行政の世話にはなりたくないという方もいらっしゃいますし、いろいろ難しいのではないかなと思っております。それから、地域でまちづくりをするということは非常に大変なことではないかなと思っております。いろいろ市のほうもこれだけのことをやっていただいて本当に私たちとしては感謝しておりますけれども、まだまだ皆さんで検討しないといけないことがあるのかなと思っております。

**委 員：** 資料3の左側、課題と方向の3の地域での介護予防・生活支援を支えるまちづくりの中で、「ワンストップサービス」というのはどういうことを意味しているのか。それから、「福祉サービスの質の向上」というのは、今あまり良

くないという意味なのでしょうか。質の向上、というのはちょっと私としては理解できないのですけれども。よろしくをお願いします。

**会 長：** 事務局、お願いします。

**事 務 局：** 2つご質問いただきました1点目のワンストップサービスについてお話しさせていただきます。福祉の分野ではよく話題に上がるテーマでございまして、具体的にはいろいろな世帯の中で、例えば、認知症高齢者と障害者の子どもという世帯など、複合的な福祉の課題を抱えている世帯があった場合に、高齢者のところに相談にいくと、子どもについては対応できないとか、逆に、障害のほうに相談にいくと高齢者は対応できないとか、そういった事例がまま見受けられるという実態がございまして。

現在、市のほうでもその辺については関係部署や関係機関と連携して対応するようにしているのですけれども、実はシステム上まだきちんと確立されていないところがございます。今回この計画でお話ししておりますのは、いわゆる福祉の総合窓口といたしまして、要は、いろいろな課題を抱えていても、とりあえず1回そこに相談に行けば、ある程度見通しが立てられるような相談の仕組みをつくらうというのが、ここで掲載しているワンストップサービスの意図でございまして。要は、たらい回しにされずに済むということをイメージしていただければわかりやすいと思います。そのような仕組みを、行政としても進めていきたいということで挙げているものでございます。

2点目の福祉サービスの質の確保ということでございますが、事業者さんの努力でサービスのメニューが多くなっておりまして、質も上がっているというのは事実でございます。ただその中でも、施設に入所している方が劣悪な環境に置かれてしまっている事例や、サービスの内容をめぐる契約トラブルなどの事例は結構ございます。特に、現在、介護保険も障害福祉サービスも、利用者とサービス事業者との契約というかたちになっておりますので、お互いの解釈、考えや認識の違いからトラブルに発展するようなこともあります。例えば、そういう苦情解決の仕組みを整備したり、明らかに劣悪なサービスを提供している事業者に対しては、行政のほうから指導していくとか、そういった取り組みも現在強化されてきていますので、そういったことを計画の中に盛り込んでいくこととしまして今回出させていただきます。

**委 員：** ペナルティは科せられるのでしょうか。

**会 長：** 事務局、お願いします。

**事 務 局：** 介護保険で申しあげますと、例えば、事業者が必要のないサービスを提供していた場合、介護報酬を返還してくださいとか、もっとひどい場合には、

事業所としての認可を取り消すなどといったこともあります。ただ、必ずしも市が行うわけではなくて、東京都などが行っているものもありまして、法律によって権限が細かく分かれておりますので、市の権限の中で取り組んでいくということになります。

**委員：** 資料4の40ページの表は、細かく埋まっていますので、大変わかりやすいと思います。これからもこういうわかりやすい資料をつくっていただけると大変ありがたいと思います。

聴こえない方とか、見えない方とか、そういう方たちのことはしっかり載せていただけるとありがたいと思います。知的障害のある方、見えない方、そういういろいろな方への事業内容もはっきりとわかるような、内容を知りたいと思いますので、そういう障害のある方たちへの事業もきちんと載せていただけるとわかりやすいかなと思います。なぜかと言いますと、例えば、私、聴こえません。それから見えない方たちが何に不満を持っていらっしゃるかということ把握するのは大変難しいのですね。知的障害を持っている方や、身体障害がある方々もどんな不満をお持ちなのか、どんな悩みをお持ちなのかということをしてできるだけ載せていただけるとありがたいと思います。

府中市から国や東京都に要望するときに、障害者に対する対応もはっきりと載せていただきたいなと思っています。福祉のまちづくりだけではなくて、それに加えて、障害者関係をあわせてやっていっていただきたいと思っています。

**会長：** 事務局、お願いします。

**事務局：** ただいまの委員のご指摘の部分でございますが、地域福祉計画にはバリアフリーの話載せる予定でおりますので、その中で、例えばアンケートでも出ていましたが、共生社会（ノーマライゼーション）についての障害のある方と一般の方との意識の差の解消をどうするか、また、情報提供をより適切なかたちでどのように進めていくか、というようなことを載せていくことになるかと考えております。

また、障害福祉サービスの関係でございますが、こちらにつきましては、地域福祉計画だけで載せきれない部分もございますので、これと並行して障害者計画・障害福祉計画を現在つくっております。その中で、例えば、福祉サービスについてのあり方や、障害のある方の自立支援、就労支援などのテーマをさらに深く掘り下げて計画の中に盛り込んでいきたいと考えておりますので、折をみてお話をさせていただければと考えております。

**会長：** 資料2の1ページの右側をご覧ください。地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画についてはバリアフリー、あるいはユニバーサルデザインをベースにしながら障害関係の事業を行いますが、一方では、障害者計画・障害福

祉計画というのがあって、そこで障害関係について具体的にやりましょうということになっています。障害者計画は策定にあたり議会に報告をしなければいけないもので、また障害福祉計画は総合支援法で必ず3年に1回見直しをしなければいけない制度ですので、その辺で中心的にやっていくということになりますので、我々はまちづくりを含めて障害者計画・障害福祉計画と連携しながらやっていきたいと思っています。

**会 長：** ほかに何かございますか。それではご意見がないようでしたら、次回以降に具体的な施策の論議をさせていただければと思います。

資料5につきまして、資料の説明をお願いしたいと思っています。

### 3 その他

**事 務 局：** 資料5につきましては、資料2の3ページに出ています福祉エリアを考える上での資料ということで、府中市の福祉の6地区ごとのデータと施設を中心にした一覧を掲載させていただいております。これに基づきまして、例えば、地域の高齢化率や、施設の偏りがあるかどうかなどを確認した上で、今後の議論の中で、エリア別に事業の実施方法や内容を変えていく必要があるかどうかというところをご議論いただくための材料ということで今回お出ししております。申し訳ありませんが、まだ全部の集計が終わっておりませんので、今後、随時更新して委員の皆さまにはご提供させていただきたいと考えておりますので、今日は参考ということでご覧いただければと思います。

続きまして、参考資料3をご覧いただければと思います。福祉のまちづくり推進審議会は、今回を含めまして、今年度6回程度の開催を予定しております。地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の内容をご議論いただいて詰めていくという作業を進めていきたいと考えております。秋にパブリックコメントといひまして、一般の市民の方から意見を募集する予定でございます。それまでの間に、計画の素案ということで、計画の大体の部分をもとめていきたいと考えております。例年に比べまして開催頻度が高くなっておりますので、委員の皆さまにはお忙しいところ恐縮ではございますがご承知おきいただきたいと考えております。

次回以降は、今回ご検討いただいたものを含めまして、具体的にどんな事業を実施していけばいいかという点や、計画のどこに重点を置いたらいいかというところを含めてご議論いただければと考えております。

次回でございますが、5月29日木曜日の午前10時からを予定しております。お忙しいところ大変恐縮ではございますが、ご出席のほどよろしくお願い申し上げます。

**会 長：** 資料5については、府中市の福祉エリア6地区ごとの基礎データの資料です。地区ごとに地域包括支援センターがありますが、地域包括支援センター

は65歳以上の高齢者が3,000人から6,000人の間で1か所つくるのが決まりでございますので、府中市は大体これに則しているということでございます。そういった福祉のシステムがここに載っていますので、ぜひ確認をしていただければと思います。

それからスケジュール等でございますけれども、今後、具体的な事業について論議していくことになると思いますので、資料等をぜひ読んでいただいて論議をさせていただければと思います。次回は5月29日午前10時からということでよろしくお願いします。

何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、平成26年度第1回福祉のまちづくり推進審議会を終了させていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

#### 4 閉会